

東京都北区 北区ニュース「区民の伝言板」掲載要綱

22北政広第1675号

平成22年7月29日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、広報手段を持たない区民相互の情報交換の場とし、区民が行う文化・スポーツなどのサークル活動を掲載する北区ニュース「区民の伝言板」(以下、「伝言板」という。)について、掲載の基準その他の必要事項を定め、もって、区民のコミュニティや生涯学習を支援することを目的とする。

(設置)

第2条 「伝言板」の欄は、原則として北区ニュース毎月20日号に設置する。ただし、区の行政情報を優先して掲載するため、北区ニュースの編集上スペースに余裕のない場合は設置しない。

(掲載内容)

第3条 「伝言板」に掲載できる内容は、文化・スポーツなどのサークルの会員の募集及び催し物の紹介に関するものとする。

(サークルの基準)

第4条 「伝言板」に掲載できるサークルの基準は、次のとおりとする。

- (1) 3名以上(サークルの構成員の中に親族に該当する者がある場合は、当該親族の中の1名のみを算入する。)の団体で、法人格を有していないこと。
- (2) サークルの代表者及び連絡担当者が北区民であること。また、そのサークルの構成員の半数以上が北区民で、現に活動を継続していること。
- (3) サークルの代表者と連絡担当者が同一人でなく、かつ、サークルの代表者と連絡担当者が講師(報酬を得てサークルの活動に係る指導を行う者をいう。)と同一人でないこと。

(掲載基準)

第5条 「伝言板」の掲載基準は、次のとおりとする。

- (1) 北区民を対象としているもの。ただし、催し物については、当該サークルへの加入を強制することなく、誰もが参加できるものであること。
- (2) 原則として、活動及び開催場所が北区の公共施設であること。ただし、活動環境、施設の規模及び設備などによりやむを得ない場合を除く。
- (3) 活動場所、時間、会費などが原則として定められていること。
- (4) 申込は、1サークルにつき1件とする。ただし、同一人が同一の活動で複数のサークルの代表者又は連絡担当者となっている場合の申込については、当該複数のサークルを1サークルとみなす。
- (5) 前回の掲載から6箇月以上経過していること。

(掲載できないもの)

第6条 次の事項に該当する場合は、掲載しない。

- (1) 営利を目的とするもの、若しくはこれに類すると認められるもの、又は今後営利を目的とする活動につながるおそれのあるもの
- (2) 個人の活動、又は個人の売名行為と認められるもの

- (3) 政治若しくは宗教活動に関するもの、若しくはこれらの活動に類すると認められるもの、又は今後政治若しくは宗教活動につながるおそれのあるもの
- (4) 個人又は団体を誹謗又は中傷するもの
- (5) 特定の個人又は団体の相互連絡のためのもの
- (6) 会費、入場料等が他のサークルに比して明らかに高額と判断されるもの
- (7) 法人又は個人の事業、社会貢献・ボランティア活動、NPO活動及びこれらに準ずるもので、他の広告媒体に内容の掲載が可能なもの
- (8) 事実を偽ったもの
- (9) 活動において苦情などのトラブルを生じたもの
- (10) 「北区ニュース区民の伝言板掲載申込書」(別記第1号様式)(以下、「申込書」という。)に記載された代表者又は連絡担当者の電話番号に電話による連絡が取れないもの
- (11) 同一サークルで、重複申込があったもの
- (12) その他、掲載が妥当でないと区が判断したもの

(掲載方法)

- 第7条 掲載希望者は、申込書又は申込フォームに必要事項を記載し、広報課へ提出する。
- 2 区長は、申込書に記載された事項につき、「伝言板」への掲載が妥当でないと判断した場合には、申込をした掲載希望者に対して「北区ニュース区民の伝言板不掲載通知書」(別記第2号様式)で通知する。
 - 3 掲載する北区ニュースの発行号数(以下、「北区ニュースの号」という。)は、区が決定する。
 - 4 掲載希望者は、催しについては、催しの日程などの都合により特定の北区ニュースの号の掲載を希望する場合は、催しの開催日などの初日の2箇月前の日の属する月の10日までに、第1項の申込みをしなければならない。
 - 5 区長は、前項の特定の北区ニュースの号への掲載の請求が、理由があると認め、かつ、当該希望の北区ニュースの号に掲載が可能な場合は、当該希望のあった北区ニュースの号を、掲載する北区ニュースの号とすることができる。
 - 6 掲載希望者から提出された掲載原稿は、広報課において体裁を整えるなどの修正を行う。
 - 7 校正は、原則として広報課から連絡担当者へのメール、ファクス又は電話で行う。

(その他)

- 第8条 掲載の内容については、サークルが一切の責任を負うものとする。
- 2 申込後に前条までの規定に反することが発覚した場合は、不掲載とする。
 - 3 掲載後に苦情等があったサークルに対し、区長は以後の掲載を停止することができる。
 - 4 区長は、前項に掲げる苦情等に正当な理由がないと判断した場合は、前項の措置を解除する。
 - 5 区長は、サークル及び活動の内容を確認するため、申込者に対して、会員名簿、会則、予算書、決算書等の写しの提出を求め、また、会の経理について説明を求めることができる。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年10月1日以後に申込みのあったものから適用する。
- 3 北区ニュース伝言板掲載基準(平成12年9月28日企画部長専決12北企広第231号)は、廃止する。

付 則 (令和6年4月1日副区長決裁北政広第2639号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。